

東京理科大学舞踏研究部 OBOG 会「FANTASISTA」会則

第 1 章 総則

- 第 1 条（名称）

本会は、東京理科大学舞踏研究部 OBOG 会「FANTASISTA」（以下「本会」という）と称する。

- 第 2 条（所在）

本会の事務局は、その事務所を東京都新宿区神楽坂 1 丁目 3 番地東京理科大学神楽坂キャンパス舞踏研究部室内に置く。

- 第 3 条（目的）

本会は、東京理科大学舞踏研究部の OBOG および現役部員の親睦を図り、同部の発展および社会的交流の促進を目的とする。

- 第 4 条（活動内容）

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. OBOG 間および現役との交流・情報交換
2. 行事（周年記念・FANTASISTA FESTA 等）の企画・運営
3. 舞踏研究部への支援（技術的助言、資金協力など）
4. SNS・Web サイト等を通じた情報発信
5. その他、本会の目的達成に必要な活動

第 2 章 会員

- 第 5 条（会員資格）

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員

東京理科大学舞踏研究部を 4 年冬まで在籍をした者

- (2) 準会員

現役東京理科大学舞踏研究部に所属する者

- (3) 賛助会員

本会の目的に賛同し、賛助会費の会費を納めた者

- 第 6 条（会費）

1. 正会員・賛助会員はと別に定める「FANTASISTA 細則」に基づき会費を納入するものとする。

2. 準会員は会費を免除する。
3. 周年記念事業等の特別費用については、別途徴収を行う場合がある。

- 第7条（退会・除名）

1. 会員が退会を希望する場合は、事務局に届け出るものとする。
2. 会の名誉を著しく損なう行為があった場合は、役員会の決議により除名できる。

- 第8条（会員資格の喪失）

会員は、以下の各号に定める場合に、会員の資格を喪失する。

1. 会員が死亡した場合
2. 準会員が東京理科大学舞踏研究部を退部した場合
3. 賛助会員が、退会を自ら申し出た場合
4. 前条により除名された場合

第3章 役員

- 第9条（役員の種類と任期）

1. 本会に次の役員を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 幹事（事務局長） 1名
 4. 幹事（事務局） 若干名
 5. 幹事（会計） 若干名
 6. 会計監査 若干名
2. 会長の任期は4年とし、再任を妨げない。
3. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 中途補充による役員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 第10条（役員の職務）

1. 会長は本会を統括し、会を代表する。
2. 副会長は代表を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。
3. 幹事は企画運営・渉外・広報などを分担する。
4. 事務局長は事務運営全般を統括する。
5. 会計は会の収支を管理し、年次報告を行う。
6. 会計監査は会計を監査する。

- 第11条（役員の選出）

1. 会長は、総会において選出する。
2. その他の役員は、会長が指名し総会で承認を得る。

- 第12条（報酬）

役員は無報酬とする。

第4章 会議

- 第13条（総会）

1. 本会の最高議決機関は総会とする。
2. 総会は、原則として年1回開催する。
3. 次の事項は総会の議決を経なければならない。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 役員の選任・解任
 - (3) 会計報告および予算案の承認
 - (4) 重要な行事や事業計画の承認
 - (5) 会の解散に関する事項

- 第14条（役員会）

1. 役員会は、会長・副会長・幹事で構成する。
2. 役員会は、本会の運営および行事企画を協議・決定する。
3. 必要に応じてオンライン開催を認める。

- 第15条（特別委員会）

本会は、役員会の決定に基づき、特別委員会を設置することができる

第5章 会計

- 第16条（会計年度）

会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

- 第17条（会計報告）

会計は毎年度終了後、監査を経て総会に報告する。

- 第18条（活動計画及び予算）

本会の活動計画（案）、予算（案）については、役員会の決議を経て、総会で承認を受けなければならない。

第6章 附則

- 第19条（規約の改正）

本会則の変更は、代議員総会において、出席した代議員の議決権の3分の2以上の議決をもって行う。

- 第 20 条（細則の制定および変更）

本会則の施行に関する細則の制定および変更は、役員会の議決によって行う。

- 第 21 条（解散）

本会を解散する場合は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の賛成を要する。残余財産は、東京理科大学舞踏研究部または東京理科大学同窓会に寄付する。

- 第 22 条（施行）

本会則は、2026 年 2 月 7 日より施行する。